

発行所

日本赤十字新労働組合連合会
(日赤新労)
東京都港区芝大門1-16-11茶乃木ビル5F
TEL (03) 3433-3028
FAX (03) 3432-4560
Eメール shinro@shinro.org
ホームページ http://www.shinro.org/
発行責任者 河崎勝自

平成28年
9月25日 行
第234号

平成28年度

第一回中央委員会開催

ベア、年末手当等を審議

九月十一日、十二日の両日、群馬県利根郡「水上ホテル聚楽」において、平成二十八年度第二回中央委員会が開催された。会議には全国加盟単組より中央委員及びオブザーバー等八十六名の参加のもと、議題の平成二十八年度ベアや年末手当等について慎重な審議が行われた。

また、幹部研修会も同時開催され、「日本赤十字社健康保険組合について」をテーマとした講演が行われた。

第一回中央委員会は、開会のことばの後、資格審査・確認が行われ、議長に佐藤由峰氏（福島日赤）、副議長に星野哲也氏（原町日赤）、書記に阿辻井功氏（大津日赤）が選出された。

まず、審議に先立ち、山本中央執行委員長が挨拶に立ち、次のように述べた。

「八月二十五日、日本労働組合総連合会（連合）は

二〇一六春季生活闘争の最終集計結果を五千七百七十円（二・〇%）と発表。に佐藤由峰氏（福島日赤）、連合は、『要求趣旨がすべく満たされたとはいえない』が、厳しい交渉の中で、月立、次のように述べた。

「八月二十六日、日本労働組合総連合会（連合）は

間給与との較差（〇・一七

本中央執行委員長が挨拶に立ち、次のように述べた。

「八月二十六日、日本労働組合加入状況調査に

着手したこととし、今後の交渉については本部一任と決定した。また、本社より同

時に提案のあった全社的福利厚生事業の見直しについ

ては、育児休業復帰一時金の廃止に伴う経過措置等、

次回団交の交渉結果をみて代表中央委員会の開催等で

統一要求日に指定。

二、年末手当について

結果が報告され、賛成多数で

次回定期全国大

会について

三、第五十六回定期全国大

会について

四、その他

○資格手当（仮）の新設について

○単組新任役員研修会開催について

単組新任役員研修会**『組合活動と労働法』**

明治大学法学部講師 松岡 二郎 氏



労働法の基本的な部分を、日赤の就業規則や判例を交えながら、分かりやすく講演していただきました。また、日赤職員として、誰もが知つておくべき基本的な事(初步的な規則)に触れながら就業の起算日や起算時、また代休と振替休日との違い等わかりやすく説明してもらいました。組合活動に生かせる内容として、あらかじめ各単組から出された質問にも答えていただき、有意義な研修会となりました。

懇親会においても、貴の宴会場ということもあり、施設の垣根を越え、単組の抱える諸問題の相談や参加者が日ごろ思つてのこと等を話し、ストレス発散!楽しい時間を過ごす事ができました。

この研修会は各単組の新役員研修会を開催します。当単組では、毎年恒例行事として、新入社員の歓迎活動と労働法について聴講しました。

松岡先生はいつものようにマイクを使わず、軽快な語りで、今年度も講師に明治大学法学部講師の松岡二郎(わからぬ独特な語り)で講話をしました。

開催にあたっては、旅行の「楽しかった」の一言を励みに、来年度以降も常任委員・執行部とともに力を合わせて継続していきたいと考

えています。また、その後のランチでも気心の知れた仲間や家族と一緒にテーブルを囲み、時間の許す限り美味しい料理を食し、非日常的な空間で過ごすことでのストレスを発散して頂けたのではないかと

思います。日帰り旅行の開催は苦労も多いですが、参加者からの「楽しかった」の言葉を励みに、来年度以降も常任委員・執行部とともに力を合

わせて継続していきたいと考えています。

約がなくなることが明らかでないこと

⑥子の看護休暇の取得単位の柔軟化

子の看護休暇について、半日(所定労働時間の2分の1)単位での取得が可能

※子の看護休暇: 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者は、1年に5日(子が2人以上の場合は10日)まで、病気、けがをした子の看護又は子に予防接種、健康診断を受けさせるための休暇の取得が可能。

⑦育児休業等の対象となる子の範囲

育児休業などが取得できる対象は、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等も新たに対象

⑧いわゆるマタハラ・バタハラなどの防止措置の新設

事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いは禁止。加えて、上司・同僚からのいわゆるマタハラ、バタハラなどを防止する措置を講じることを事業主へ新たに義務付け。派遣労働者の派遣先にも適用。

*

※なお、日本赤十字社育児休業規程においては、介護休業期間(日赤は従前より6ヶ月)や対象家族の範囲等で上回っていますが、この法律改正に伴い、更なる改善を目指して、現在本社と協議を進めています。



病院看護部会開催 —労使協議会に向けて—

七月二十三日、十四単組定看護師が報酬の良い他施設へ転職してしまうことが懸念される。今後も認定看護師を確保し医療の質を高めていくために、認定看護師の資格手当の新設を要求していく。

七月二十三日、十四単組定看護師が報酬の良い他施設へ転職してしまうことが懸念される。今後も認定看護師を確保し医療の質を高めていくために、認定看護師の資格手当の新設を要求していく。